

住宅ローンでマイホームを購入した人の確定申告（住宅ローン控除）

確定申告 のスケジュールは次のとおりです。

1月1日から12月31日までの1年間に住宅ローンを組んで自宅を購入し入居した人は住宅ローン控除の還付申告をします。還付申告はその自宅へ入居した翌年1月1日から申告ができます。

←ココに注目!

会社員の確定申告でのローン控除は最初の年だけ

会社員の場合、翌年以降は年末調整で済みます。最初の年に税務署から送付される「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」と、金融機関等からの「年末残高証明書」を毎年会社に提出します。給与収入が2,000万円を超える場合は確定申告が必要になります。

↓
翌年から
年末調整
でOK

1月1日から12月31日までの所得

1年間の所得

1月

2月

3月

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

この1年間に金融機関で
ローンを組んで自宅を
購入し入居した人の
税金が戻ってきます



←ココに注目!

書類を整理しておこう
申告間際にあわてないように領収書や
受け取った書類は整理しておきましょう。
スムーズな申告につながります。

10月頃 借入金の年末残高証明書が届く

住宅ローン残高がある場合、金融機関等から
「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が
送られてきます。

12月 会社員等は年末調整&源泉徴収票を
受け取る

12月に「給与所得の源泉徴収票」を受け取ります。
翌年1月になることもあります。

翌年

1月

2月

3月

4月

5月

還付申告の受付
1 / 1
最長5年間

1月

2月
3月
4月
5月

3月15日を過ぎても大丈夫!

還付申告は、翌年1月1日から5年間提出することができます。
(令和7年分の提出期限)
令和8年1月1日から令和12年12月31日まで

還付を受ける

還付金は指定した金融機関の口座に振り込まれる
・書面での申告は、申告書提出日から1ヶ月～2ヶ月以内
・電子申告は、データ送信から3週間以内
に還付されます。

→還付申告は翌年1月1日から申告ができます!

確定申告期間とは関係なく5年間提出できますが、なるべく早めに提出を

申告の準備をする

- 申告書を入手する（1月から配布）
 - ・税務署でもらう
 - ・申告相談会場などでもらう
- パソコンやスマートフォンを利用する
 - ・e-Taxまたは国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで作成するための利用環境を整える

住宅ローン控除の還付申告は1月1日から受付!

申告書の提出

申告期限直前は混み合うので早めに次の方法で申告しましょう。

- 手書きの申告書を税務署に持参または郵送する
- 税務署に出向き、または自宅のパソコンやスマートフォンの「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、次のいずれかの方法で提出する。
 - ・紙に出力して税務署に持参または郵送する
 - ・データを税務署に送信する

住宅ローンでマイホームを購入した人の確定申告について

ローン残高の0.7%が所得税から還付される

住宅ローンを組んでマイホームを新築・購入・増改築すると、入居の年から10年間（または13年間）、住宅ローン残高の最大0.7%が毎年所得税から控除または還付されます。ただし、住宅ローン控除（正式には「住宅借入金等特別控除」といいます）を受けるにはいくつかの条件に合う必要があります。また、所得税で控除または還付しきれない金額は翌年度の住民税から控除されます。→P.50の知つ得コラム6「住宅ローン控除とは？」をご参照ください。

令和6年1月1日から令和7年12月31日までに入居した場合

区分		控除限度額	控除期間	控除の対象となる住宅ローン最高残高	1年間の最大控除額	合計最大控除額
新築住宅 買取再販	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	その年の ローン残高 ×0.7%	13年	4,500万円	31.5万円	409.5万円
	ZEH水準省エネ住宅			3,500万円	24.5万円	318.5万円
	省エネ基準適合住宅			3,000万円	21万円	273万円
	長期優良住宅・低炭素住宅			5,000万円	35万円	455万円
	ZEH水準省エネ住宅			4,500万円	31.5万円	409.5万円
	省エネ基準適合住宅			4,000万円	28万円	364万円
	子育て特例対象者※1		適用なし	0円	0円	0円
	長期優良住宅・低炭素住宅			2,000万円	14万円	140万円
	ZEH水準省エネ住宅			3,000万円	21万円	210万円
新築住宅	省エネ基準適合住宅			2,000万円	14万円	140万円
	上記以外			令和5年までに建築確認※2		
中古住宅	長期優良住宅・低炭素住宅		10年	3,000万円	21万円	210万円
	ZEH水準省エネ住宅			2,000万円	14万円	140万円
	省エネ基準適合住宅					
	その他の住宅					

※1 子育て特例対象者：「夫婦のいずれかが39歳以下」又は「18歳以下の扶養親族を有する者」（年齢は入居年の12月31日の現況で判定）

※2 令和6年1月1日以後に建築確認を受けた場合でも、登記事項証明書上の建築年月日が令和6年6月30日以前であれば適用対象となります。



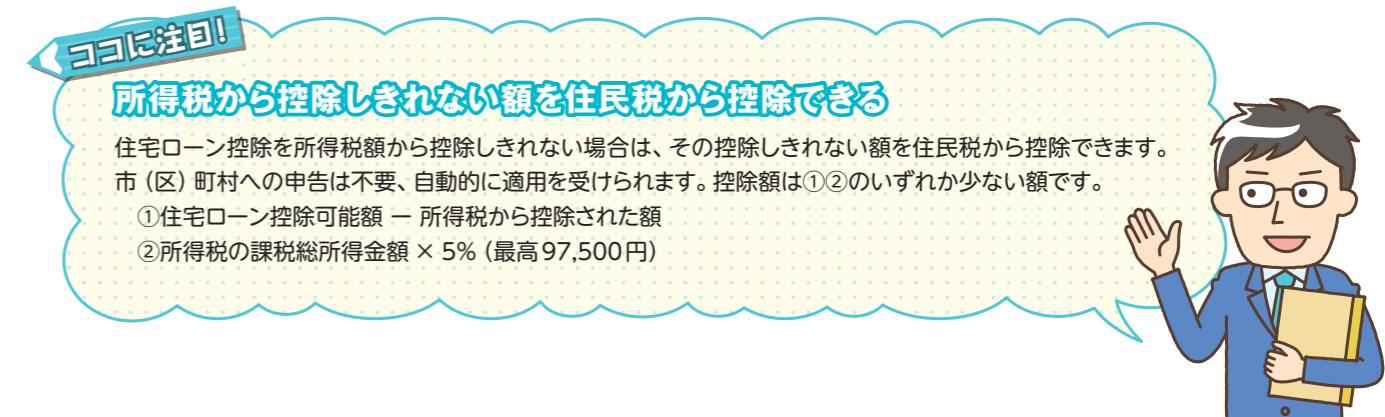
住宅ローン控除は住宅を取得した年から適用になるのではなく、実際に住み始めたときから適用が受けられます。年末に鍵を引き渡っていても、引越して住み始めたのが1月からであつたら、住宅ローン控除が受けられるのは翌年からになるのでご注意ください。

確定申告をしなければ受けられない

住宅ローン控除の適用を受けるには、自宅の所在地を管轄する税務署に確定申告する必要があります。

会社員等の給与所得者については、2年目以降の住宅ローン控除は年末調整で行うことも可能です。個人事業者など給与所得者以外の人は、毎年の確定申告で住宅ローン控除の手続きをしなくてはなりません。

(1年目の) 住宅ローン控除の確定申告に必要な書類		入手先
<input type="checkbox"/> 確定申告書	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書	税務署
<input type="checkbox"/> 建物および土地の全部事項証明書 (上記計算明細書に地番・家屋番号・不動産番号を記載することで添付を省略できます)		
<input type="checkbox"/> 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書(複数の交付を受けている場合は、その全て) (令和5年以降に入居の場合、金融機関によっては添付が不要となります)	金融機関	
<input type="checkbox"/> 売買契約書・請負契約書の写し	不動産会社等	
昭和56年12月31日以前建築の建物である場合		
<input type="checkbox"/> いすれか <input type="checkbox"/> 耐震基準適合証明書	指定検査機関等	
<input type="checkbox"/> 建設住宅性能評価書の写し		
<input type="checkbox"/> 瑕疵保険加入証明書等	指定保険会社等	
認定住宅等の場合		
<input type="checkbox"/> 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し(長期優良住宅)	市区町村	
<input type="checkbox"/> 低炭素建築物新築等計画の認定通知書の写し(低炭素住宅)		
<input type="checkbox"/> 特定建築物用の住宅用家屋証明書(低炭素住宅とみなされる特定建築物)		
<input type="checkbox"/> いすれか <input type="checkbox"/> 住宅用家屋証明書(長期優良住宅・低炭素住宅)	指定検査機関等	
<input type="checkbox"/> 認定長期優良住宅建築証明書(長期優良住宅)		
<input type="checkbox"/> 認定低炭素住宅建築証明書(低炭素住宅)		
<input type="checkbox"/> 建設住宅性能評価書の写し(ZEH住宅・省エネ住宅)		
<input type="checkbox"/> 住宅省エネルギー性能評価書(ZEH住宅・省エネ住宅)		



住宅ローンでマイホームを購入した人の確定申告について

知つ得
コラム
6

住宅ローン控除とは？

住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）とは、償還期間が10年以上の住宅ローン等を利用してマイホームを新築、新築住宅または中古住宅を取得した場合、もしくは増改築等をした場合に受けられる税額控除です。住宅ローン控除を受けることができる場合は、次の1から3のすべての要件を満たすときです。

1 住宅ローン等

- (1) マイホームの新築、取得をするためまたは一緒に取得する敷地のための借入金または債務であること
- (2) 儿還期間が10年以上のローンまたは割賦払いの期間が10年以上の債務であること
- (3) 住宅ローン等とは、銀行等の金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構、勤務先などからの一定の借入金や独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社、建築業者などに対する債務のこと
- (4) 上記(1)から(3)の要件を満たす住宅ローン等については、金融機関等から「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が発行される

2 取得する住宅など

- (1) マイホームを新築、新築住宅または中古住宅を取得した日から6ヶ月以内に居住し、適用を受ける各年の12月31日まで引き続いで住んでいること
- (2) マイホームの床面積が登記事項証明書上50m²以上※で、床面積の2分の1以上が自己的居住用であること
- (3) 中古住宅を取得した場合は、登記事項証明書上の建築日付が昭和57年1月1日以降であること（昭和56年以前建築の場合は一定の耐震基準に適合するもの）

3 所得制限など

- (1) この特別控除の適用を受ける年分の合計所得金額が2,000万円以下※であること
- (2) 居住の年と前2年及び後3年の計6年の間に、前の自宅で居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例などの適用を受けていないこと

4 増改築等をした場合

- (1) 上記1から3の要件に、次の要件が加わる（物件の築年数に制限はない）
 - イ. 自己が所有し、かつ、自己の居住の家屋についての増改築等であること
 - ロ. 増改築等の工事費用の額が100万円を超えており、その2分の1以上の額が自己の居住用部分の工事費用であること
- (2) 控除額の計算方法はP.48の表（中古住宅／その他の住宅）と同じ

※登記事項証明書上の床面積が40m²以上50m²未満かつ合計所得金額が1,000万円以下の場合には、令和7年12月31日までに建築確認を受けた新築の認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅に限りP.48の住宅ローン控除を受けることができます。

MEMO

住宅ローン控除を受けるための確定申告書の記入例

確定申告書の記入例

※氏名・詳細等はすべて架空のものです。

事例5 住宅ローンを組んでマイホームを購入した目白さんの確定申告

自白保さんは会社員で給与収入があり、年末調整はすでに済んでいます。
住宅ローンを組んで新築のマイホーム（省エネ住宅）を購入し、8月に引越をしましたので住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を受けます。

■ 住宅借入金等特別控除額の計算明細書〈P.53〉

● P.49の必要書類のうち該当する書類

■ 確定申告書〈P.54～〉

確定申告書の作成順序：第二表→第一表の順で作成

● 紹介書類の源泉徴収票 ※提出は不要

【目白さんの収入等の詳細】
住所 :〒226-0013
神奈川県横浜市緑区寺山町○一〇一〇
TEL : 045-XXXX-XXXX
目白 保 昭和59年7月7日生 (41歳)
(妻) 京子 昭和61年12月12日生 (39歳)
(長女) 花子 平成30年10月10日生 (7歳)
(長男) 太一 令和4年11月11日生 (3歳)

▶収入に関する情報		〔単位：円〕
給与収入金額（支払金額）	6,500,000	①
所得控除の額の合計額	1,940,000	②
源泉徴収税額	188,300	③

▶ 購入したマイホームに関する情報	
マイホーム引渡日	令和7年7月15日
居住開始	令和7年8月 1日
購入契約日	令和7年3月 6日
家屋の取得対価の額 (110.00 m ²)	15,400,000
土地の取得対価の額 (100.00 m ²)	16,000,000
住宅ローンの 令和7年末の残高	19,500,000

申告書の作成手順

▶ 住宅借入金等特別控除額の計算明細書

■ 令和 07 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

1 住所及び氏名	
住 所	〒 226-0013 神奈川県横浜市緑区寺山町○-○-○ 電話番号 045(XXX)XXXX
フリガナ	メ ジロ タモツ
氏 名	目 白 保

整理番号	<input type="text"/>					
------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

（所有者の氏名）※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	<input type="text"/>	フリガナ	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

一面

居住開始年月日、契約日、取得価格、面積を記入する (P.52 4 5 6)

家屋に関する事項				土地寺に関する事項			
居住開始年月日	平成 令和	7.8.1	平成 令和	7.8.1	平成 令和	7.8.1	平成 令和
契約日区分	2	平成 令和	7.3.6	平成 令和	7.3.6	平成 令和	7.3.6
補助金等控除前の額	ア	15400000	ア	16000000	ア	16000000	ア
取扱額	イ	15400000	イ	16000000	イ	16000000	イ
交付を受けける額	ウ	15400000	ウ	16000000	ウ	16000000	ウ
補助金等の額	エ	15400000	エ	16000000	エ	16000000	エ
取得対価の額 (ア)～(タ)～(ウ)	オ	15400000	オ	16000000	オ	16000000	オ
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。	カ	110.00	カ	100.00	カ	100.00	カ
うち居住用部分積 (床)面積	キ	110.00	キ	100.00	キ	100.00	キ

事項証明書の提出をする場合に記入する (P.49)

取得価格を記入する。共有の場合、自分の持ち分について記入する

111

▶ 目白さんの給与所得の源泉徴収票

(二面は省略)

住宅ローン控除を受けるための確定申告書の記入例

►確定申告書 第二表

► 確定申告書 第一表

申告する人の個人番号
(マイナンバー) を記入

明治:1 大正:2
昭和:3 平成:4

税額を計算・記入する

③(①対応分)の総合課税の税額計算

③①の額	③②の税額	税率
195万円以下	③①の額 × 5%	
195万円超 330万円以下	③①の額 × 10%	－ 97,500円
330万円超 695万円以下	③①の額 × 20%	－ 427,500円
695万円超 900万円以下	③①の額 × 23%	－ 636,000円
900万円超 1,800万円以下	③①の額 × 33%	－ 1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	③①の額 × 40%	－ 2,796,000円
4,000万円超	③①の額 × 45%	－ 4,796,000円

► 確定申告書 第一表

►確定申告書 第一表

緑 税務署長 令和〇七年分の確定申告書 F A 2 2 0 5 第一表 (令和七年分用) P.53

徴収票の年収入金額①

徴収票の控除後の記入を転記する

徴収票の額の合計を記入する

納税地	226-0013	個人番号	XXXXXX-XXXX-XXXX	生年月日	3 5 9 07 07			
現在の住所又は居所事業所等	神奈川県横浜市緑区寺山町〇-〇-〇			フリガナ	メシロタモツ			
会員	目白保			氏名				
会員	屋号・雅号	世帯主の氏名	保	世帯主との続柄	本人			
会員番号	整理番号	電話番号	勤務先	自宅				
振替銀行希望	種類	青色	分離	国法	領支	修正	特農の表示	特農
同上	会員							
単位は円	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分	区分
収入金額等	事業	農業	不動産	配当	給与	公的年金等	業務	その他
	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑦	①	④	①	④	⑤	⑥	⑦
税金の計算	課税される所得金額	31	2820000	配当控除	33			
	上の①に対する税額	32	184500		34			
	又は第三表の④				35	136500		
					36	00		
					37			
					38			
					39			
					40			
					41			
					42			
					43			
					44			
					45			
					46			
					47			
					48			
					49			
					50			
					51			
					52			
					53			
					54			
					55			
修正申告	修正前の第3期分の税額	56		納付の場合は頭に記載	57			
	第3期分の税額の増加額	58			59			
		59			60			
					61			
					62			
					63			
					64			
					65			
その他の	公的年金等以外の合計所得金額	56			57			
	配偶者の合計所得金額	58			59			
	寄付金額	60			61			
	未納付の源泉徴収税額	62			63			
	本年分で差し引く繰越損失額	64			65			
	平均課税対象金額	66			67			
	変動・臨時所得金額	68			69			
	申告期限までに納付する金額	70			71			
延納届の出	延納届出額	72			73			
	銀行	74			75			
	金庫・組合	76			77			
	郵便局	78			79			
	名簿等	80			81			
	記号番号	82			83			
	記号番号	84			85			
	記号番号	86			87			
	記号番号	88			89			
	記号番号	90			91			
	記号番号	92			93			
	記号番号	94			95			
	記号番号	96			97			
	記号番号	98			99			
	記号番号	100			101			
	記号番号	102			103			
	記号番号	104			105			
	記号番号	106			107			
	記号番号	108			109			
	記号番号	110			111			
	記号番号	112			113			
	記号番号	114			115			
	記号番号	116			117			
	記号番号	118			119			
	記号番号	120			121			
	記号番号	122			123			
	記号番号	124			125			
	記号番号	126			127			
	記号番号	128			129			
	記号番号	130			131			
	記号番号	132			133			
	記号番号	134			135			
	記号番号	136			137			
	記号番号	138			139			
	記号番号	140			141			
	記号番号	142			143			
	記号番号	144			145			
	記号番号	146			147			
	記号番号	148			149			
	記号番号	150			151			
	記号番号	152			153			
	記号番号	154			155			
	記号番号	156			157			
	記号番号	158			159			
	記号番号	160			161			
	記号番号	162			163			
	記号番号	164			165			
	記号番号	166			167			
	記号番号	168			169			
	記号番号	170			171			
	記号番号	172			173			
	記号番号	174			175			
	記号番号	176			177			
	記号番号	178			179			
	記号番号	180			181			
	記号番号	182			183			
	記号番号	184			185			
	記号番号	186			187			
	記号番号	188			189			
	記号番号	190			191			
	記号番号	192			193			
	記号番号	194			195			
	記号番号	196			197			
	記号番号	198			199			
	記号番号	200			201			
	記号番号	202			203			
	記号番号	204			205			
	記号番号	206			207			
	記号番号	208			209			
	記号番号	210			211			
	記号番号	212			213			
	記号番号	214			215			
	記号番号	216			217			
	記号番号	218			219			
	記号番号	220			221			
	記号番号	222			223			
	記号番号	224			225			
	記号番号	226			227			
	記号番号	228			229			
	記号番号	230			231			
	記号番号	232			233			
	記号番号	234			235			
	記号番号	236			237			
	記号番号	238			239			
	記号番号	240			241			
	記号番号	242			243			
	記号番号	244			245			
	記号番号	246			247			
	記号番号	248			249			
	記号番号	250			251			
	記号番号	252			253			
	記号番号	254			255			
	記号番号	256			257			
	記号番号	258			259			
	記号番号	260			261			
	記号番号	262			263			
	記号番号	264			265			
	記号番号	266			267			
	記号番号	268			269			
	記号番号	270			271			
	記号番号	272			273			
	記号番号	274			275			
	記号番号	276			277			
	記号番号	278			279			
	記号番号	280			281			
	記号番号	282			283			
	記号番号	284			285			
	記号番号	286			287			
	記号番号	288			289			
	記号番号	290			291			
	記号番号	292			293			
	記号番号	294			295			
	記号番号	296			297			
	記号番号	298			299			
	記号番号	300			301			
	記号番号	302			303			
	記号番号	304			305			
	記号番号	306			307			
	記号番号	308			309			
	記号番号	310			311			
	記号番号	312			313			
	記号番号	314			315			
	記号番号	316			317			
	記号番号	318			319			
	記号番号	320			321			
	記号番号	322			323			
	記号番号	324			325			
	記号番号	326			327			
	記号番号	328			329			
	記号番号	330			331			
	記号番号	332			333			
	記号番号	334			335			
	記号番号	336			337			
	記号番号	338			339			
	記号番号	340			341			
	記号番号	342			343			
	記号番号	344			345			
	記号番号	346			347			
	記号番号	348			349			
	記号番号	350			351			
	記号番号	352			353			
	記号番号	354			355			
	記号番号	356			357			
	記号番号	358			359			
	記号番号	360			361			
	記号番号	362			363			
	記号番号	364			365			
	記号番号	366			367			
	記号番号	368			369			
	記号番号	370			371			
	記号番号	372			373			
	記号番号	374			375			
	記号番号	376			377			
	記号番号	378			379			
	記号番号	380			381			
	記号番号	382			383			
	記号番号	384			385			
	記号番号	386			387			
	記号番号	388			389			
	記号番号	390			391			
	記号番号	392			393			
	記号番号	394			395			
	記号番号	396			397			
	記号番号	398			399			
	記号番号	400			401			
	記号番号	402			403			
	記号番号	404			405			
	記号番号	406			407			
	記号番号	408			409			
	記号番号	410			411			
	記号番号	412			413			
	記号番号	414			415			
	記号番号	416			417			
	記号番号	418			419			
	記号番号	420			421			
	記号番号	422			423			
	記号番号	424			425			
	記号番号	426			427			

P.52源泉徴収票
からその年の収入
金額(支払金額)❶
を転記する

居住開始日 (P.52④) を記入する

P.52源泉徴収票
から支払金額❶、
源泉徴収税額❷を
転記する

P.55第一表の④へ

個人番号(マイナンバー)を記入する

扶養親族が16歳未満の場合には16に○

P.52源泉徴収票の 給与所得控除後の 金額⑧を転記する

P.52 源泉徴収票の
所得控除の額の合
計額②を転記する

1,000円未満は
切り捨て

P.53の⑩を転記する

P.54 第二表の④から転記する

戻ってくる
税金の額

受取金融機関の 口座を記入する

住宅ローン控除を受けるための確定申告書の記入例

確定申告書の記入例

※氏名・詳細等はすべて架空のものです。

事例6 リフォームを住宅ローンで資金手当した秋葉さんの確定申告

秋葉圭さんは会社員で給与収入があり、年末調整はすでに済んでいます。交通の便のいい都内に中古マンションを見つけました。リフォームは買主が行う条件で比較的安価で購入することができました。ただし、中古マンションは昭和56年建築のため「住宅ローン控除」対象外の物件です。マンションは手持ち資金で購入し、リフォーム費用は返済期間10年の住宅ローンを組むことにしました。

- 住宅借入金等特別控除額の計算明細書（P.57）
- P.49の必要書類のうち該当する書類
- 確定申告書（P.58～）

確定申告書の作成順序：第二表→第一表の順で作成

- 給与所得の源泉徴収票 ※提出は不要



- 【秋葉さんの収入等の詳細】

住所 :〒132-0021
東京都江戸川区中央○一○一○
TEL : 03-XXXX-XXXX
秋葉 圭 昭和61年6月6日生(39歳)
(妻) 佳子 昭和62年3月3日生(38歳)
(長女) 佑依 平成29年2月2日生(8歳)

※年齢は令和7年12月31日のもの

▶ 収入に関する情報

▶収入に関する情報		[単位：円]
給与収入金額(支払金額)	6,000,000	… 1
所得控除の額の合計額	1,880,000	… 2
源泉徴収税額	153,600	… 3

右記源泉徵收要參昭

▶購入したマイホームに関する情報

中古マンション取得日	令和7年7月 1日	
リフォーム後、居住開始	令和7年9月 1日	… 4
リフォーム契約日	令和7年6月10日	… 5
マンションの取得対価 の額 (65 m ²)	15,000,000	… 6
リフォーム代金	4,400,000	… 7
住宅ローンの 令和7年末の残高	3,900,000	… 8

P57計算明細書参照

申告書の作成手順

▶ 住宅借入金等特別控除額の計算明細書

(二面は省略)

住宅ローン控除を受けるための確定申告書の記入例

▶確定申告書 第二表

P.56源泉徴収票から支払金額①、源泉徴収税額③を転記する

P.59第一表の④へ

個人番号(マイナンバー)を記入する

扶養親族が16歳未満の場合には16に○

居住開始日(P.56④)を記入する

P.56源泉徴収票の給与所得控除後の金額②を転記する

P.56源泉徴収票の所得控除の額の合計額④を転記する

令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

整理番号 F A 2 3 0 5

住所 東京都江戸川区中央〇〇〇〇
フリガナ 秋葉圭

保険料等の種類 支払保険料等の計 うち年末調整等以外

新生命保険料 旧生命保険料 新個人年金保険料 旧個人年金保険料 介護医療保険料

地震保険料 旧長期損害保険料

給与 岩本スポーツ株式会社 6,000,000円 153,600円

④源泉徴収税額の合計額 153,600円

①支払金額 153,600円

③源泉徴収税額 153,600円

②給与所得控除後の金額 436,000円

④所得控除の額の合計額 188,000円

▶確定申告書 第一表

申告する人の個人番号(マイナンバー)を記入

明治:1 大正:2 昭和:3 平成:4

江戸川北 税務署長 令和〇〇年〇〇月〇〇日 令和〇〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 〒132-0021 個人番号 X X X X X X X X X X X X 生年月日 3 6 1 0 6 0 6

現在の住所又は居所事業所等 東京都江戸川区中央〇〇〇〇
フリガナ 秋葉圭

氏名 秋葉圭

同上 職業 会社員 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主の続柄
秋葉圭 本人

振替郵便希望 種類 青色申告控除 赤色申告控除 桜色申告控除 業務用

税額を計算・記入する

(31)(32)対応分)の総合課税の税額計算

③の額	③の税額	税率
195万円以下	③の額 × 5%	
195万円超 330万円以下	③の額 × 10% - 97,500円	
330万円超 695万円以下	③の額 × 20% - 427,500円	
695万円超 900万円以下	③の額 × 23% - 636,000円	
900万円超 1,800万円以下	③の額 × 33% - 1,536,000円	
1,800万円超 4,000万円以下	③の額 × 40% - 2,796,000円	
4,000万円超	③の額 × 45% - 4,796,000円	

1,000円未満は切り捨て

P.57の②を転記する

P.58第二表の④から転記する

戻ってくる税金の額

受取金融機関の口座を記入する

①の額 ②の額

③の額 × 5% ③の額 × 10% - 97,500円

③の額 × 20% - 427,500円 ③の額 × 23% - 636,000円

③の額 × 33% - 1,536,000円 ③の額 × 40% - 2,796,000円

③の額 × 45% - 4,796,000円